

第12号議案 令和3年度長崎市一般会計補正予算（第24号）

目次 ページ

（款）2 総務費 （項）1 総務管理費 （目）8 文化振興費

《繰越明許費補正》

- ・ 新文化施設整備推進費 基本計画策定費 1～2
- ・ 【単独】文化施設整備事業費 チトセピアホール . . . 3

（款）3 民生費 （項）5 災害救助費 （目）1 災害救助費

1 災害救助費負担金

- 1 被災者生活再建支援費負担金 4～6



2 款 総務費 1 項 総務管理費 8 目 文化振興費

(単位：千円)

事業名	金額		財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
新文化施設 整備推進費 基本計画策 定費	予算現額	21,281	-	-	-	-	21,281
	支出 予定額	1,991	-	-	-	-	1,991
	繰越 明許額	19,290	-	-	-	-	19,290

〔事業名〕 新文化施設整備推進費 基本計画策定費

1 繰越事由

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、基本計画策定委託が年度内に完了しない見込みであるため。

2 事業内容

新たな文化施設の現市庁舎跡地での整備に向け、さらに具体的な検討を進めるため、文化振興審議会及び市民ワークショップを開催し、幅広い意見を聴取しながら、基本構想の次の段階となる基本計画の策定を行う。

3 審議会等の開催状況及び今後の予定

(1) 文化振興審議会

年度	開催日	議題（予定含む）
2 年 度	1 令和2年 8月28日（金）	長崎市の文化振興施策、 新たな文化施設の基本計画策定について
	2 令和2年 11月18日（水）	新たな文化施設基本計画策定の進め方、 他都市文化施設の事例等
	3 令和3年 3月23日（火）	新たな文化施設の施設計画の検討（1）

3 年 度 以 降	4	令和3年4月8日(木)	新たな文化施設の施設計画の検討(2)
	5	令和3年5月20日(木)	新たな文化施設の施設計画の検討(3)
	6	令和3年6月3日(木)	新たな文化施設の管理運営計画、 施設計画の検討(4)
	7	令和4年3月以降	基本計画(素案)について
	8		基本計画(案)について

※新型コロナウイルス感染拡大防止等のため、令和2年度3回(12月、1月、2月)、令和3年度2回(4月、8月)を延期または中止

(2) 市民ワークショップ

年度	開催日		議題(予定含む)
2 年 度	1	令和3年3月20日(祝)	長崎のまちじまん、文化じまん (長崎らしさ、基本理念)
3 年 度 以 降	2	令和3年4月3日(土)	新たな文化施設でやりたいこと、やってほしいこと(事業計画、利用規則、組織計画)
	3	令和3年4月18日(日)	こんな施設があったらいいな (役割、必要機能、諸室構成)
	4	令和3年7月31日(土)	ソフトとハードをつなげよう (全体の整合性、次段階への期待)
	5	令和4年3月以降	基本計画(素案)について

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度2回(1月、2月)、令和3年度1回(5月)を延期

(3) その他

基本計画素案について、広く意見を聴取するためにパブリックコメントを実施するとともに、基本計画の内容を市民に広く周知するため、シンポジウムを開催予定

【繰越明許費】 予算説明書 50～51 ページ

2 款 総務費 1 項 総務管理費 8 目 文化振興費

(単位：千円)

事業名	金額		財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債 ※1	その他	一般財源
【単独】文化施設整備事業費 チトセピアホール	予算現額	11,800	-	-	11,200	-	600
	支出 予定額	0	-	-	0	-	0
	繰越 明許額	11,800	-	-	11,200	-	600

※1 合併特例債 充当率 95% (交付税措置率 70%)

〔事業名〕【単独】文化施設整備事業費 チトセピアホール

1 繰越事由

新型コロナウイルス感染症の影響により、工事が年度内に完了しない見込みであるため。

2 事業内容

チトセピアホールの客席天井部の照明について、現在、水銀灯が使用されているが、水銀灯の製造が令和2年に中止となり、取替電球の在庫も少なくなっている状況であることから、LED化するもの。

客席照明



予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
32～33	3 民生費	5 災害救助費	1 災害救助費	1-1	被災者生活再建支援費負担金	千円 709

1 概要

豪雨等の自然災害により被災を受けた世帯に対する国の支援制度を補完し、長崎県と市町が一体となって被災世帯の生活の再建を支援するため、県における独自の制度として、令和3年7月に長崎県・市町被災者生活再建支援制度が創設された。

この制度において、県から被災世帯に対し支給する支援金については、県と被災市町で負担することとしており、令和3年中に県が被災世帯に対して支給した支援金の本市負担分を県に対し支出するもの。

2 事業内容

- (1) 対象となる災害 令和3年8月11日からの大雨による災害
- (2) 県が支給した支援金額 2,125,000円
- (3) 負担割合 県：2/3、被災市町：1/3
- (4) 本市負担額 708,333円
- (5) 内訳

(金額：千円)

被災区分	件数	県支援金額		
			県負担額 (2/3)	本市負担額 (1/3)
全壊（複数世帯）	1件	1,000	666	334
全壊（単身世帯）	1件	750	500	250
中規模半壊（単身世帯）	1件	375	250	125
計		2,125	1,416	709

3 財源内訳

総事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 709	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 709

【参考】長崎県・市町被災者生活再建支援制度の概要

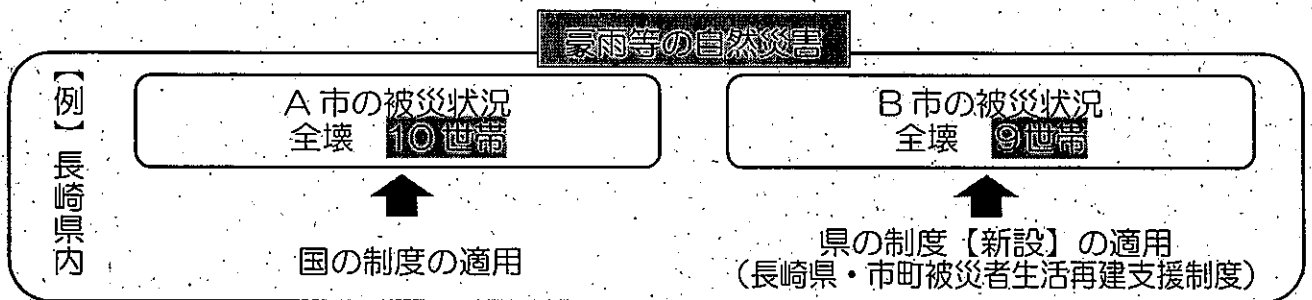
(1) 制度の趣旨等

豪雨等の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対しては、「被災者生活再建支援法」に基づく国の支援制度により「被災者生活再建支援金」が支給される。

しかしながら、この制度では、「10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等」が支援の対象となっていることから、同じ県内の同じ自然災害であっても、「10世帯以上の住宅全壊被害」により支援法が適用される市町と、「9世帯以下の住宅全壊被害」のため支援法が適用されない市町が生じる場合などがある。

そのため、このような支援法が適用されないケースについては、地方公共団体において必要な措置を講じることとされており、全国の多くの都道府県において、独自の被災者生活再建支援制度が創設され、支援が行われている。

このような状況を踏まえ、国の支援制度を補完し、県と市町が一体となって被災世帯の生活の再建を支援することとして、長崎県において独自の被災者生活再建支援制度が創設された。



(2) 県の制度における対象災害及び支援の対象

本県や隣接県（福岡県、佐賀県、熊本県）で被災者生活再建支援法や災害救助法が適用される自然災害による災害であって、被災者生活再建支援法が適用されない区域(市町)において同災害により被災した世帯

(3) 支援金額

国の制度に基づく金額と同額で次に定める「基礎支援金」と「加算支援金」の合計額。

ア 住宅の被害程度（損害割合等）に応じて支給する支援金（基礎支援金）

り災区分	世帯区分		備 考
	複数世帯	単身世帯	
全壊	100万円	75万円	※1…倒壊による危険防止のために解体する場合等 ※2…火砕流等で長期間住家に戻れない場合 ※3…損害が40%以上50%未満
解体（※1）	100万円	75万円	
長期避難（※2）	100万円	75万円	
大規模半壊（※3）	50万円	37.5万円	

◆中規模半壊（損害が30%以上40%未満）に対する基礎支援金はなし。

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

り災区分	世帯区分	複数世帯	単身世帯	備 考
	補修	100万円	75万円	
	賃貸住宅(※1)	50万円	37.5万円	
中規模半壊	建設・購入	100万円	75万円	
	補修	50万円	37.5万円	
	賃貸住宅(※1)	25万円	18.75万円	

◆被災した市町内において再建を行う場合のみ支給。

(4) 適用年月日
令和3年7月13日から（長崎県要綱による）

(5) 県と被災市町の負担割合
県：2/3、被災市町：1/3

(6) 支援金支給までの流れ
市町においては支援金の「申請受付」及び県への「進達」を行い、県において「審査」及び被災者への「支給」を行う。

